

令和 6 年 第 4 回 定例会

経済建設常任委員会会議録
(令和 6 年 1 2 月 3 日)

栄町議会

経 済 建 設 常 任 委 員 会

議 事 日 程

令和6年12月3日（火曜日）午前11時10分開会

事 件（1）付託議案の審査

請願第1号 「特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正を求める意見書」を政府等に提出することを求める請願書

出席委員（8名）

委員長	大野 信正 君	副委員長	野 平 薫 君
委員	野 口 理恵 君	委員	三 浦 容子 君
委員	石 橋 善郎 君	委員	大 野 徹夫 君
委員	新 井 茂美 君	委員	岡 部 千恵子 君

欠席委員

な し

出席委員外議員

な し

説明のため出席した者

紹介議員	野 田 泰博 君
参 考 人	千葉県弁護士会 なりた総合法律事務所 弁護士 小 柳 洋 君

出席議会事務局

事務局 長	藤 江 直 樹 君	書 記	春 藤 幸 夫 君
-------	-----------	-----	-----------

午前 11 時 10 分開会

◎ 開 会

○委員長（大野信正君） ただいまから、経済建設常任委員会を開会いたします。

◎ 開 議

○委員長（大野信正君） 直ちに、本日の会議を開きます。

当委員会に付託されました案件は、請願第 1 号「特定商取引法平成 28 年改正における 5 年後見直しに基づく同法の抜本的改正を求める意見書」を政府等に提出することを求める請願書です。

請願第 1 号を議題といたします。

お諮りします。請願第 1 号は、審査の必要から紹介議員の出席及び参考人として、請願者の出席を求めることにしたいと思います。これに異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長（大野信正君） 異議なしと認めます。よって、紹介議員及び参考人の出席を求めることに決定いたしました。

〔紹介議員及び参考人着席〕

○委員長（大野信正君） 請願の内容につきましては、配付しております請願文書表の通りです。

初めに、紹介議員の野田議員より本請願の説明を求めます。野田議員説明をお願いいたします。

○紹介議員（野田泰博君） こんにちは。「特定商取引法平成 28 年改正における 5 年後見直しに基づく同法の抜本的改正を求める意見書」というものをこれから政府に提出したいということで、ここに、この地域の弁護士代表でありますかたが、栄町でもぜひ各地区でいろいろと皆さんに議会でお話してこういうことが行われてますよと、栄町でも例外ではございませんということで、具体的な事象をいろいろと説明していただいて、私たちも気をつけなくちゃいけないなということで、今日は皆様にお集まりになっていただきました。この後は、これが栄町の議会の議決として出されて、町民にもそういう、なんていうか、気を付けなきゃいけないよということが明示されると思いますので、今日は議会が終わった後、大変でしょうけども、ちょっと先生のお話を聞かせていただいて、栄町議会ではどうするかということを話し合いたいと思います。よろしくお願いします。

では、説明、今日は、千葉県の弁護士会、ここにあります会長、島田直樹さんってあるんですが、島田直樹さんじゃなくて、今日は弁護士の小柳さんが説明に来ていただきました。よろしくお願いします。

○委員長（大野信正君） よろしく願いたします。参考人。

○参考人（小柳洋君） 千葉県弁護士会から来ました小柳洋と申します。私は消費者問題委員会という委員会に属しておりまして、消費者問題について、いろいろ弁護士間で話し合ったことなどを各自治体のかたがたにお伝えする、というような役割も担っております。

請願書の最後のところになりますが、ごめんなさい、請願書の最初のところですね。第1. 請願の趣旨っていうところ見ていただければと思います。

一度ちょっと、読ませていただきます。千葉県栄町議会が、国会及び政府に対し、幅広い世代の消費者被害を防止、救済するために、以下の項目を中心に、特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正を求める意見書を提出することを採択していただくよう請願します。1. 訪問販売や電話勧誘販売について、消費者があらかじめ拒絶の意思を表明した場合には勧誘してはならない制度とすること及び事業者の登録制を導入すること。2. SNS等のインターネットを通じた通信販売の勧誘等につき、行政規制・クーリングオフ等を認めること及び権利を侵害された者は、SNS事業者等に対し、相手がた事業者等を特定する情報の開示を請求できる制度を導入すること。3. 連鎖販売取引について、国による登録・確認等の開業規制を導入すること及び規制を強化すること。で、これちょっと抽象的になってますんで、具体的に簡単にまずご説明させていただきたいと思うんですけど。

1. のところなんですけど、例えば今、栄町それから千葉県の町村部のかたにすごい多いのは、例えば屋根工事、お宅の屋根は少しちょっと崩れてるようですよ、ちょっと点検させてくださいっていうことで、点検商法って言うんですけど、点検、多くの場合、ちょっと点検したふりっていうことが多いんですけど、点検をした結果、屋根直した方がいいですよということ、高額な屋根工事の契約を、多くの場合、独居の高齢者のかたとか、あるいは家族と一緒にいても、日中一人暮らしの高齢者のかたとかと契約を結ぶという、例えばそういう訪問販売、非常に多くなってます。で、こういった訪問販売、やっぱり来てしまうと、販売員のかたもすごいまいんで、かなり契約させられて、で、訪問販売、電話勧誘販売は、後で言う通信販売と違って、8日間のクーリングオフ制度ってあるんですけど、やっぱりご高齢のかたは、家族にそのことをやっぱり8日間って秘密にしちゃったりすることがあるので、クーリングオフも使えないってことで、なかなか契約解除するのが難しいっていう事例も出ています。そこで、1番で提言してるのは、例えば家に、これ訪問販売のかたは立ち寄らないでくださいっていうステッカーを貼った場合には訪問販売してはいけないという制度、これオーストラリアとかアメリカの州の中にはそういった制度、実際にやってるところがあります。そういったものを導入してはどうか。

これは今の特定商取引法にありません。なんで、そういったものを入れてはどうか。あるいは、電話勧誘販売なんですけど、もしかしたら議員の先生なんかは、言い方悪いですけど、たくさん買ってくださるかもしれないってことでリストがあって、ご自宅なんかにお電話かかってくるかもしれないんですが、電話勧誘販売、こういったものを最初にかけて欲しくないかた

のリストを作って、それを登録した業者に渡して、あるいは、かけていいリストの方を登録業者に渡して、かけていけないところにはかけてはいけないっていう、こういう制度もやはりオーストラリアなんかにはあるそうです。で、こういったものを導入したらどうかっていうのが1番にあります。で、じゃあ、ちょっと2. 3. もまとめてお話します。2番目は、これはちょっと皆さん誤解してるかたも多いと思うんですけど、通信販売、今もうインターネット始まって約50年ってことで、世界中だと50億人の人がインターネットで繋がってるってことです。ですから、もう日本なんかはもう高齢者のかたも使いますし、すごい若い人かたも使ってると思います。で、インターネット、ボタンを押せばすぐに契約成立してしまうので、インターネット販売、非常に今トラブル多いです。ただ、インターネット販売にはクーリングオフ制度はありません。インターネット販売、通信販売にはないんです。なぜかという、訪問販売とか電話勧誘と違って、考える時間があるからクーリングオフ制度を導入しなくてもいいでしょうっていうのが導入反対する方の考え方なんですけど、今はやっぱりちょっと反対するかたっていうのは現実的には少ないと思います。というのは、やはりトラブル多いですし、インターネットと電話勧誘販売、訪問販売と分ける必要はないんじゃないかっていうことで、2.の方は特にクーリングオフ、これを通販に認めたらどうかということになります。それから3番目は、いわゆるマルチ取引。勧誘してくれたら1割利益還元しますからこの商品買ってくださいっていう、いわゆる昔で言えばネズミ講とかいろんな具体的な名前言っちゃうといけないかもしれないですけど、いろんな、なんでしょ、食器とかなんですかね、鍋とかの販売でそういうのあったんですけど、若い人かたは知らないです。だからこういう連鎖販売取引、マルチ取引、特に18歳が今、青年になってしまったんで、自分で契約できるってことで、マルチ取引にかなり騙されるかた多いです。マルチ取引は一応20日間のクーリングオフはあるんですけど、もっと強化した方がいいっていうことで、登録制などを導入したらどうかっていうのは3番になります。以上が簡単な説明になります。

○委員長（大野信正君） ありがとうございます。内容を説明今していただきましたので、これから質疑に入りたいと思いますので、質疑がございませんか。野平委員。

○委員（野平薫君） 野平です。1点、参考人のかたにお伺いしたいんですが、今回、この請願を出されるにあたりまして、県内でかなりバラつきがあると思うんですが、要するになぜ、例えば2年前からもうやってるところは早くそれを出している。で、やっぱりこの2年の時間的ブランクがあると結構国の方でもいろいろと動いてると思うんです。そのまず遅くなった理由を教えてください。

○委員長（大野信正君） 参考人。

○参考人（小柳洋君） 今、先生の方からお話あったように、実はすでに千葉市、市川市、習志野市、木更津市、茂原市、多古町、山武市、それから成田市、四街道市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、浦安市、流山市、匝瑳市、富里市、銚子市、佐倉市、香取市、

東庄町、ここは全て請願が採択されております。で、ちょっと時間差が空いてしまったのは、本当は早くやるべきだったんですけど、多くは先ほど申し上げた千葉県の弁護士会で言えば、消費者問題委員会の弁護士が、こういう言い方して正しいのかわからないんですけど、業務の合間にちょっとやらせていただいているってことになって。私の場合だと成田市と栄町が担当で、まず成田市の方からお願いして、やっぱりきちんとご説明したりするのにちょっと時間がかかりましたので。で、今回は夏に実は栄町の方をお願いしたんですけど、ちょっと日程的に難しいってことで、今回、12月議会ってことで野田先生にお話したってということになりますので、タイムラグが生じたのは、何か意図的にそういうふうにしたってということよりは、マンパワーの問題ってというのが一番大きいかなと思います。あとは、ご説明に時間がかかるところと、それほど時間をかけないで、それはいろんな理由があると思うんですけど、採択してくださるとこもあったんで、ちょっとそれでバラバラになって。栄町でもっと本当早くしていただければよかったんですが、それ一重にちょっと私の力不足ってことで。で、千葉県内は一応今年この12月議会で、消費者問題委員会としては請願のお願いは終わりにするっていう予定になっています。以上でよろしいでしょうか。

○委員長（大野信正君） 野平委員よろしいですか。

○委員（野平薫君） はいわかりました。

○委員長（大野信正君） 他のかた何か質疑ございますか。

○委員（野平薫君） つづいてよろしいですか。

○委員長（大野信正君） 野平委員。

○委員（野平薫君） この請願に意見書の案がついてるんですが、この案によりますと、やはりこの令和4年版の消費者白書、これもう新しいのってのはまだ出てないんですね。

○委員長（大野信正君） 参考人。

○参考人（小柳洋君） おそらく新しいのが出ているとは思いますが、令和4年版のこれで、それぞれのところを今進めていて、この12月で終わりという形になっています。

○委員長（大野信正君） 野平委員。

○委員（野平薫君） なんでそういうこと言うかと言いますと、結局これ、もうそれだけ、2年ぐらいのタイムラグがあって、もちろんその国の、これ多分消費者庁が担当部局になると思うんですけども、そちらの方でもある程度こう活動っていうか、その改正に向けたいろんな委員会を立ち上げてみたり、なんかされてると思うんですけど、その意見書自体がやはりその2年前と今ではやっぱり若干内容が変わってなければ逆におかしくなってくるのかなと。ただ、2年前に出した意見書と今の意見書は同じで、それを

国に投げかけた時に、いや、もうやってますよっていうふうに、逆になんか、うちがなんかバカにされるって言いますか、まあ、もうちょっと勉強してから 意見書出してくださいよみたいな感じにとらわれなくもないのかなという気はしてるんですが、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（大野信正君） 参考人。

○参考人（小柳洋君） 先生が言われるように、国の方で色いろいろ検討していただいて、で、いろいろ実現していれば本当に良かったなと思うんですけど、実際、全く実現してないっていうのが現実だと思います。で、新しい資料を持ってこなかったっていうところはちょっと反省すべきかなと私も思いますけど、変わっていないどころか被害は増えているっていうのは本当だと思います。で、全く、その、先ほど言ったステッカーについても、電話の登録についても、それからもちろん通販のクーリングオフについても、全く実現していない。その1つはおそらく、もちろん消費者のためだけ考えれば実現すべきってことなのかもしれないですけど、例えば訪問販売お断り、これを一番やっぱり反対しているのは新聞業界等らしいです。ちょっとこれは情報としてどこから出てるっていう情報ではなくて、私が伝え聞いたところによると、ですから、そういったところとも話し合うってことで、残念ながらこの2年前と現在全く事態変わっていないので、これを今出すことは、先生おっしゃるように勉強不足って言われることはおそろくないって考えてよろしいんじゃないでしょうか。以上になります。

○委員長（大野信正君） 野平委員よろしいですか。

○委員（野平薫君） 今のところは。

○委員長（大野信正君） 他のかた質問ありましたらお願いします。新井委員。

○委員（新井茂美君） 新井でございます。私もちょっと聞きたかったんですけど、2年前に見直しが行うっていうことだったこれは全くないっていうことで、間違いないですか。

○委員長（大野信正君） 参考人。

○参考人（小柳洋君） ここに書いてあることが実現しているってことはないです。

○委員長（大野信正君） 新井委員。

○委員（新井茂美君） 分かりました。あと一点いいですか。ここですね、2つ目に行政規制ってのが入ってるんですけど、これは具体的にどういうことを指しているのか。

○委員長（大野信正君） 参考人。

○参考人（小柳洋君） 例えばその、結局、通信販売についてクーリングオフ制度を設けたとして、じゃあそれが実施できない場合に罰則をつけたり、あるいは通信販売についても、その登録制とかあるいは許可制っていうのはないんでしょうけど、登録制とかいうことによって行政の規制を及ぼすってことは、この行政規制っていうことの意味になります。

ごめんなさい。ちょっと足りなかった。

○委員長（大野信正君） 新井委員。

○委員（新井茂美君） ちょっと私には理解できなかったんですけど、もう少し分かりやすくやっていただけると。

○委員長（大野信正君） 参考人、1点クーリングオフ制度っていうのがよくでていって、その言葉の意味について、簡単にご説明いただけるとありがたいです。新井委員。

○委員（新井茂美君） 委員長ちょっとまだ答えが出てないので。

○委員長（大野信正君） 答がね。参考人。

○参考人（小柳洋君） そうですね、例えば、今クーリングオフ制度ありましたんで、例えばそれに関連してなんですけど、クーリングオフ制度、例えば8日間以内に相手に連絡すれば解約できますよっていう制度を作ったとしても、例えば実行されなかった場合、全くのそういうことをしてくださいっていうだけのルールであると、例えば守らなかった時に、何も不利益がないとすれば、絵に描いた餅のようになるので、先程野平先生が言われたように、たぶん法律が改正した場合、所轄の官庁って消費者庁になると思うんですけど、例えば消費者庁から行政指導ができるような仕組みをつくったり、あるいは、消費者庁が罰則をつくる仕組みをつくったり、で、その前提として例えば、登録制度を導入したりっていうことに、何か行政規制の裏付けがないと、まあ刑事罰までつけるかどうかは別として、行政規制の裏付けがないと絵に描いた餅になるってことだと思うので、クーリングオフっていう制度を作りましょうっていうのは本体なんですけど、それを守るために、やり方としては、行政規制とか、刑事罰とかいろいろあるんですけど、刑事罰っていうよりは、まずは行政規制っていうことをここには書いているっていう理解なのかなと思います。

○委員長（大野信正君） 新井委員いいですか。

○委員（新井茂美君） 分かりました。

○委員長（大野信正君） 他に質疑ありましたら、どうぞ。野口委員。

○委員（野口理恵君） わたし、この件について、わたしもこの間4年前にこちらに越してきて、江戸川区から。やっぱりすぐもうダンボールとかいっぱい引っ越しで置いてあった時に、若いお兄さんが来て、何人も来て、で、これ持っていくから、その代わりに何か交換っていうか、そういうこととかが結構あったんですね。で、中古を買ったので、やっぱり屋根を直す、近所で工事してるということで、だからすぐに見に来れるからとか、そういったことがしょっちゅうあったんですね。なので、申し訳ないんですけど、選挙中もそう思ったんですが、皆さん優しくて、町の人たちが普通にピンポンしたら、そのインターホンで喋らず、私もそうだったんですけど、もう出てきてくれちゃうんですね。だから、その時にこれは危険だなっていう。東京はもう絶対に出てこない

んで、ほとんど。だから本当にそのなんていうか皆さんの自覚も多分、もうちょっと本当に危ないんだよということも思った方がいいと思いますし、もちろんこのステッカーっていうのもすごく重要かなって思うんですね。なので新聞配達の人意見もあるでしょうけれども、それよりもその皆さんの身を安全守る方が大事だと思いますので、できれば、そのステッカーで防げるかわからないんですが、本当に巧みなもので、私も何回も騙されそうになっちゃったんですけど、本当にそれで、結構交換条件とか出されて、いろいろ商品券とかも言われたんですけど、本当、普通のお年寄りの1人であるかたは怖くて、たぶん断れないような条件になっちゃうなって、自分でもそう思っちゃったんで、もう私ははっきりもう怖いし、兄とか夫もいるんで、断ってもらったりとかしたりしたんですけど、もうそうしないと、本当しつこいぐらい何回も来るので、そういったこともね、ステッカーだけでなく、何かいいものはないかなっていうのは思うんですけど。すいません、ちょっと質疑になってるかあれなんですけど、ちょっと、そういうことを、この栄町は特にそういう優しい人が多いというので、自覚持てるような皆さんに声かけとか、そういうことも大切かなって思いました。

○委員長（大野信正君） 委員のかたにお願いしたいんですけど、質疑ということで、討論にならないよう、質疑をお願いします。

他に質疑のあるかたは手をあげてください。岡部委員。

○委員（岡部千恵子君） 岡部です。先ほどの1番のところで、訪問販売や電話勧誘販売についてというところで、電話勧誘については、掛けていけないリストと掛けてよいリストをという話しだったんですけど、もうそれは具体的に決まっているというか、そういうリストをどういう感じで作ろうというのは決まっているのでしょうか。

○委員長（大野信正君） 参考人。

○参考人（小柳洋君） 今、すごいそのデータ、膨大なデータを一瞬にして送るような技術的な基盤があるので、電話番号全部の中に、掛けてほしくないかたの電話番号を打ち込めば、残りは掛けていいってなります。で、これ採用しているオーストラリアとかアメリカとか欧米の政府によって違いはあるみたいなんですけど、掛けてほしくない方を登録業者に伝える方が簡単だと思うんですけど、掛けていいっていうかたのプライバシーもあるかもしれないですけど、掛けてほしくないというかたのプライバシーの問題もあって、残りの掛けていい方を伝えるという方法をとっているところもあるらしい。そうではなくて、もう掛けちゃいけない方を端的に伝える方が簡単なもので、そういう方法もあるという、その二つのことをちょっとご説明したんですけど。ちょっと分かりにくかったですでしょうか。

○委員長（大野信正君） 岡部委員。

○委員（岡部千恵子君） 掛けてほしくない人のリストをどこかに入れ込むというのは、

それは掛けてほしくない人にとっては、どこかに私は掛けてほしくないっていうことを伝えるっていうことですよ。

○委員長（大野信正君） 参考人。

○参考人（小柳洋君） 伝えてほしくないリストを国の消費者庁のある窓口を作って、そこに伝えると登録業者には電話しないでくださいというふうに伝わるというような仕組みなので、本来であれば条例制定とかのお願いに来てもいいかなと思われるかたもいらっしゃるかもしれないんですが、やはり全国的な規模でやらなければいけないですし、かなり大変なことだと思うので国にお願いするということを考えています。

○委員長（大野信正君） 他に質疑あるかた。三浦委員。

○委員（三浦容子君） 三浦です。掛けてほしくない人のリストを提供するという事は、業者に対して消費者側にとってはリスクになると感じるんですね。やはりそういう人を狙って掛けるということになりかねないので、それはどうかと思うんですが。

○委員長（大野信正君） 参考人。

○参考人（小柳洋君） 業者の登録制、ここにははっきり行政規制と書いてないんですけど、登録します。で、その登録した業者にだけ掛けないでほしい人、あるいは掛けてもいい人のリストを送るという事なので、その業者、ある程度どこが、もし脱法的なことをやっているというのはわかりますので、そこに行政規制、先ほど言ったように刑事罰まではどうかはわからないんですけど、行政規制をかけるということで、先生のおっしゃっているようなことは防げるのではないかなと思います。ただ、それで防げるかどうかはわからないところはわからないですけど、でもやっぱり掛けてはいけないところを決めて、登録制にして伝えることで、多くの業者はかけないということで前進するのではないのでしょうか。それ以上はやっぱり消費者教育とか、あるいは消費者庁の業者の監督とかそういったものも、さきほど野口先生からもありましたけども、複合的に考えていかないと、もちろんいい世の中って実現できないと思うんですけど、その一歩としてやはり意味があるのかなということで提案させていただいております。

○委員長（大野信正君） 三浦委員。

○委員（三浦容子君） 優良な業者でしたら問題ないんですけど、問題になるのはやはり悪徳業者なので、登録した業者に送るのは、そうですね、いずれにしても掛けてほしくない人のリストを使うという事は、その情報が洩れる可能性もありますので、いずれにしてもすごくリスクがあると思いますね。

○委員長（大野信正君） 参考人。

○参考人（小柳洋君） それで、たぶん先生がおっしゃられることがすごい危惧され、掛けてほしくないかたの番号っていうのが漏れることの方が怖いっていうことなんで、一定の外国の実際の法制では、掛けていい方を伝えるということになっております。そうすると、掛けち

やいけない方っていうのはなかなかちょっと割り出しにくいってことになるのかなと思います。

○委員長（大野信正君） 三浦委員。

○委員（三浦容子君） やはり掛けてほしくない人っていうのは、弱者であることも多いので、掛けてほしい人のリストを出す方がまだ安全性が保たれるのではないかと感じます。

あと、他の自治体によっては、すぐに通るところとなかなか通らない所があったというお話しでしたが、なかなか通らなかった場合の理由というのは、新聞のこともありましたけど、他に何かありましたか。

○委員長（大野信正君） 参考人。

○参考人（小柳洋君） 少し質問からずれてしまっているんですけども、採択されなかったところというのは、野田市が委員会でも採択っていうことだったようなんですが、その詳細までは把握しておりませんので。ただ、実際多くのところでは、採択はされているというところですけど、野田市は不採択だったようです。

○委員長（大野信正君） 他に何かありますか。藤江議会事務局長。

○議会事務局長（藤江直樹君） 事務局から一点よろしいですか。

○委員長（大野信正君） どうぞ。

○議会事務局長（藤江直樹君） 今のお話なんですけども、例えばここに今意見書案が出てまして、この案を、例えばこれで不採択になれば出さないで終わりなんですけど、採択された場合は発議案として意見書案をつけて提出されることになります。そういった場合、例えばこの1番を、例えば拒絶と書いてあるけど、これを修正して案を提出するってこともできますので、一応その辺だけ了承していただければと思います。以上です。

○委員長（大野信正君） 他に質疑よろしいですか。野田議員。

○紹介議員（野田泰博君） 今局長の言ったこともすごく大切なところなんですけども、これをやることによって、多くの人が詐欺に引っかからなくて済むという事もあるっていいと思うんですけども、反対にご自分でこれがほしいなと思って電話しても相手には繋がるんですか。

自分で、「あ、そうかよし、この魚を毎月来るんから魚を買おうじゃねえか」って言った人は、例えば、自分が登録しちゃっても電話しないでくれと、登録しちゃった後にそういうことをしても、おそらく掛かってこないってことですか。

○委員長（大野信正君） 参考人。

○参考人（小柳洋君） そうですね。これ電話勧誘販売っていうことなんで、勧誘する方がその番号に登録してはいけないっていうことで、もちろん積極的に電話するのは特に禁止するものではないです。ですから、例えば、あの先生のところに、どなたかが送ってきたものが、美味しいものがあったとして、で、その業者、実は先生が、電話勧誘販売をしないでくれって

いうんで、その業者からはかかってこないんですけど。その美味しいもの、自分から、ご自身から改めて取ろうと思った場合は繋がりますし、特にそれを規制するものではないです。ですから、どちらかという、今先生おっしゃったように、勧誘する、で、その勧誘に、詐欺とまでは言わないですけど、乗ってしまうっていうことを防ぐことが目的であって、消費者の自由を奪うっていうことは全くないっていうふうに考えていただければいいかなと思います。

○委員長（大野信正君） 他に何か質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（大野信正君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。

紹介議員及び参考人の小柳さん、ありがとうございました。紹介議員及び参考人のかたは、退席をお願いいたします。ありがとうございました。

〔紹介議員及び参考人退席〕

○委員長（大野信正君） それでは、先ほどの紹介議員及び参考人の説明や質疑応答を踏まえて、本請願に対し委員各位からの意見を含めた討論をお願いいたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長（大野信正君） これにて委員各位からの討論を終わります。

これより、請願第1号を採決いたします。請願第1号、特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める請願書を採択することに賛成のかたは挙手願います。

〔委員挙手〕

○委員長（大野信正君） 挙手全員。よって、請願第1号、特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める請願書は採択すべきと決定いたしました。

◎ 閉 会

○委員長（大野信正君） 以上で、経済建設常任委員会に付託された案件の審査は終了いたしました。

次にその他ですが、何かございませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、本日の会議を閉じます。

なお、本委員会の委員長報告書の作成は、委員長に一任願います。

以上をもって経済建設常任委員会を閉会といたします。

午前11時49分 閉会

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和7年2月17日

経済建設常任委員会委員長 大野 信正